大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に在住し、在宅で生活し、寝具の乾燥等が困難な者に対して、寝具の洗濯乾燥消毒のサービスを提供すること(以下「サービス事業」という。)によって、寝具を清潔な状態に保持するとともに生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 サービス事業の実施主体は、大口町(以下「町」という。)とし、サービス事業の実施の決定、内容及び利用者の費用負担額の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。 (利用対象者)
- 第3条 サービス事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当し、日常生活を 営むのに著しく支障があるものとする。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条により要介護2から要介護 5の認定を受けた者
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている障がいの程度が1級又は2級に該当する者
 - (3) 特定疾患医療給付事業受給者票の保持者
 - (4) 70歳以上の単身高齢者
 - (5) 75歳以上の者で構成される高齢者世帯に属する者
 - (6) その他特に町長が認めた者

(事業内容)

第4条 町は、1月に1回を限度として、家庭に訪問し、寝具の洗濯乾燥消毒のサービスの提供を行う。

(申請及び決定)

第5条 第3条に定める者のうち、サービス事業を利用しようとするものは、大口 町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用申請書(様式第1。以下「申請書」という。) を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにサービス事業の利用の適否及 び利用料を決定し、大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用決定(却下)通知書(様 式第2)により、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項によりサービス事業の利用決定をした場合は、速やかにサービス 事業の委託を受けた事業者(以下「委託事業者」という。)に対して大口町寝具 洗濯乾燥消毒サービス利用通知書(様式第3)に申請書の写しを添えて依頼する ものとする。

(利用料)

- 第6条 サービス事業の利用料は、毎年7月1日を基準日として、大口町介護保険 条例(平成12年大口町条例第21号。以下「条例」という。)第4条に定める 保険料率に応じ、別表の基準により決定する。
- 2 町長は、利用料に変更が生じた場合は、当該サービス事業の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)に大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用料変更決定通知書(様式第4)により通知する。
- 3 利用者は、1月分の利用料を当該事業の利用のあった月の翌月の末日までに町に支払うものとする。

(辞退)

- 第7条 利用者が、転出又は死亡等により、サービス事業の利用を必要としなくなったときは、申請者若しくはその代理人は、速やかに大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用辞退届(様式第5)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の届出があった場合は、速やかに委託事業者に対して大口町寝具 洗濯乾燥消毒サービス利用廃止通知書(様式第6。以下「廃止書」という。)に より通知するものとする。

(利用の取消)

- 第8条 町長は、利用者が第6条に定める利用料を町に支払わない場合は、サービ ス事業の利用決定を取り消すことができる。
- 2 町長は、前項により利用を取り消したときは、利用者には大口町寝具洗濯乾燥

消毒サービス利用取消通知書(様式第7)により、委託事業者には廃止書により 通知する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、サービス事業に関し必要な事項は、町長が 定める。

附 則(平成12年3月31日大口町告示56号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月31日大口町告示第18号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、改正前の大口町寝具洗濯消毒サービス事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業申請書を町長に提出した者の利用料は、なお従前の例による。

附 則(平成17年6月17日大口町告示第73号)

この要綱は、告示の日(平成17年6月17日)から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月30日大口町告示第31号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日大口町告示第45号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日 大口町告示第31号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日 大口町告示第34号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第30号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年6月分までの利用料金については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用料表

区 分	1回当たりの利用料
条例第4条第1項第1号から第5号までに定める者	420円
条例第4条第1項第6号から第12号までに定める者	840円
条例第4条第1項第13号から第15号までに定める者	1,260円

備考 申請日の属する月が4月から6月までの場合は、前年度の介護保険料率により利用料を決定する。

様式第1(第5条関係)

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用申請書

年 月 日

大口町長

様

 申請者
 住
 所
 大口町

 氏
 名

 電
 話

私の属する世帯の町民税の課税状況を閲覧することに同意を得ましたので、次のとおり大口町寝具洗濯乾燥消毒サービスの利用を申請します。

氏 名					生年月日	1	丰 月	J F
対象区分	1. 要介護 2・3・4・5 2. 身体障害者手帳1・2級 3. 特定医療費受給者証(指定難病)の保持者 4. 70歳以上の単身高齢者 5. 75歳以上の高齢者世帯に属する者 6. その他							
世帯状況(申請者を除く)	氏	名	続	柄	氏	名	続	柄
備考								

- ※申請者に感染症があるときは、備考欄にその病名を記入してください。 特定医療費受給者証(指定難病)をお持ちの方は、ご提示ください。
 - ◎下記は、記入不要です。

介護保険料段階	段階	利用料金	円
---------	----	------	---

様式第2(第5条関係)

第 号年 月 日

様

大口町長 回

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、大口町寝具洗濯 乾燥消毒サービスの利用を決定(却下)しましたので下記のとおり通知します。

記 利 用 料 1回につき 円

(却下理由)

- (注) 1. 利用料は、1月単位で町にお支払いください。
 - 2. 利用料を支払われない場合には、サービスの利用決定を取り消す場合があります。

様式第3 (第5条関係)

第 号年 月 日

様

大口町長 回

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用通知書

年 月 日付で下記の者の大口町寝具洗濯乾燥消毒サービスの利用を決定しましたので通知します。

記

氏 名	電	話
-----	---	---

様式第4 (第6条関係)

第 号年 月 日

様

大口町長 回

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用料変更決定通知書

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱第6条第2項に基づき、下記のと おり利用料を変更したので通知します。

記

適用期間		年	月	目
利 用 料	1回につき			円

(注) 利用料を支払われない場合には、サービスの利用決定を取り消す場合が あります。

様式第5 (第7条関係)

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用辞退届

年 月 日

大口町長様

 申請者
 住
 所
 大口町

 氏
 名

 電
 話

次のとおり大口町寝具洗濯乾燥消毒サービスの利用を辞退します。

氏 名		生年月日		年	月	日
対象区分	 要介護2・3・4 特定医療費受給者 70歳以上の単身 75歳以上の高齢 	証(指定難	病)の保	持者		
辞退年月日	年 月	日				
辞退理由	転出・死亡・その他	也 ()	
備考						

様式第6 (第7条、第8条関係)

第号年月日

様

大口町長

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用廃止通知書

年 月 日付で下記の者の大口町寝具洗濯乾燥消毒サービスの利用を廃止しましたので通知します。

記

氏	名	電	話	
住	所			

様式第7(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大口町長 回

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用取消通知書

年 月 日付で大口町寝具洗濯乾燥消毒サービスの利用を取り消しましたので通知します。

記

取消理由